

大規模盛土造成地分布マップについて

大津市では、**大規模盛土造成地**が身近にあることを知っていただくことにより、市民のみなさまの防災意識を高めていただき、相互理解のもと安心安全のまちづくりを目指すことを目的として大規模盛土造成地分布マップを作成しましたので、公表します。

なお、この分布マップは、**その所在を示すもので危険な場所を示すものではありません。**

宅地耐震化推進事業とは

平成7年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年の新潟県中越地震などにおいて、大規模盛土造成地で滑動崩落による被害が発生しました。この被害を受けて、国では地震時の宅地の安全性を確保するため、平成18年に宅地造成等規制法が改正されました。

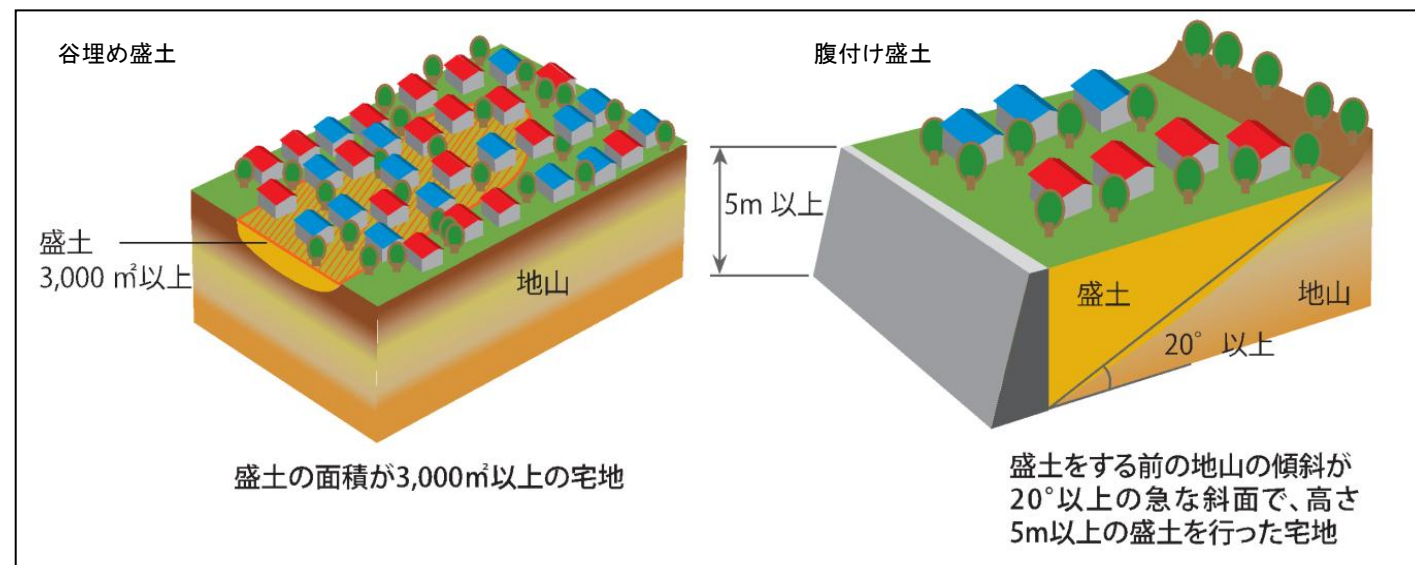
あわせて、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する宅地耐震化推進事業が創設されました。



国土交通省「我が家の宅地安全マニュアル」より

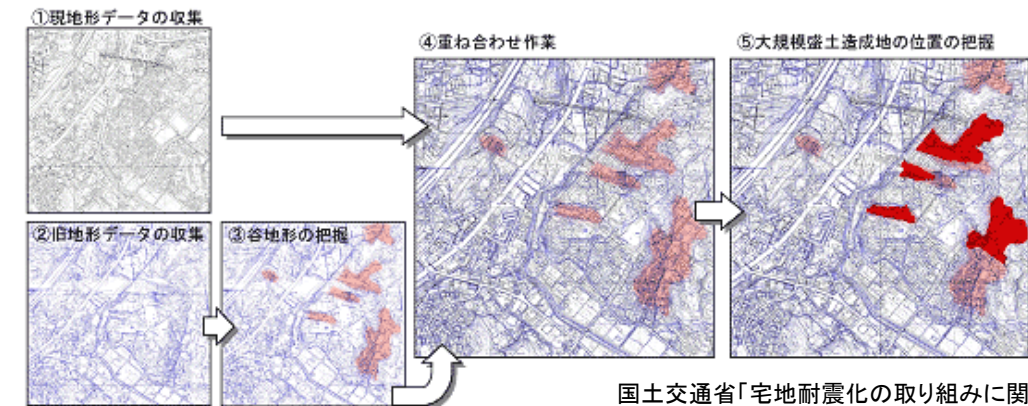
大規模盛土造成地とは

盛土造成地は、谷間や山の斜面に土を盛るなどしてつくられています。このうち、過去の地震時の被害事例から、活動崩落の発生が多かった**盛土の面積や高さ、盛土をする前の地山の傾斜**をもとに、大規模盛土造成地が下図のように定義されています。



国土交通省「我が家の宅地安全マニュアル」より

大規模盛土造成地分布マップは1次調査として宅地造成前の地形図に造成後の地形図を重ね合わせることで抽出したもので、**概ねの位置と規模**を示しています。このため、**マップで示す箇所が必ずしも危険であるということではありません。**



国土交通省「宅地耐震化の取り組みに関するパンフレット」より

大津市のマップ公表に向けた流れと現在の取り組み状況

大津市ではこれまでの調査資料をもとに、大規模盛土造成地分布マップを作成しました。今後は、モデル地区において調査検討を実施し、課題事項を整理したうえで以降の取り組みを検討します。

H22～H23

・大規模盛土造成地の抽出

H24～H26

・簡易土質調査の実施
・大規模盛土造成地の特定
・大規模盛土造成地分布マップの作成

ラムサウンディングによる
簡易土質調査を実施しました。

簡易土質調査に使用した
「オートマチックラムサウンディング試験装置」は、
盛土の厚さ、盛土の締まり具合などを調査する機械です。

分布マップの公表により期待できる効果事例

- 日頃から宅地や周辺の異常や変状に目配りをする
ことにより災害の未然防止や被害の軽減につなげて
いく。
・擁壁、斜面や道路に変形やクラックがないか。
・宅地内の雨水排水が道路側溝や水路に適切に流
れているか。
・斜面に雨水が流れ込んでいないか。



- 切土、盛土や擁壁の設置など宅地を造成される際
に周辺の状況にも注視し法令の基準や手続きを守
ることにより安全な宅地の確保につなげていく。

- 日頃から避難場所へのルートを確認し災害時の避
難方法などの検討に役立てていく。

H27～

モデル地区住民への説明
関係機関等への説明

モデル地区での調査検討・意見交換
関係機関との協議調整

課題事項の抽出・整理

今後の事業の取り組みを検討

Q & A

1. 大規模盛土造成地マップ公表の目的は？

市民の皆様は大規模盛土造成地が身近にあることを知っていただき、地震防災への意識を高めていただくとともに、皆様との相互協力のもと、安心安全な街づくりを目指すことを目的としています。マップ公表は、市民の皆様と情報を共有するためのものです。

2. 大規模地震とは？大規模盛土造成地との関係は？

大規模地震とは、近年発生した兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震など、マグニチュード7程度以上のものをいいます。これら大規模地震では大規模盛土造成地において滑動崩落被害がみられ、これらを念頭に置いた大規模盛土造成地の調査および対策の検討が求められています。

3. 大規模盛土造成地は危険なのか？

大規模盛土造成地分布マップは、造成前と造成後の地形図を重ね合わせて大規模盛土造成地の概ねの位置と規模をまとめたものであり、大規模盛土造成地が危険であるというわけではありません。大規模盛土造成地の安定性については、詳細な調査を実施しなければ判定できません。

4. 大規模盛土造成地は市内にどの程度あるのか？

市内に113箇所、346の盛土ブロックがあります。

5. どのような効果を期待しているのか？

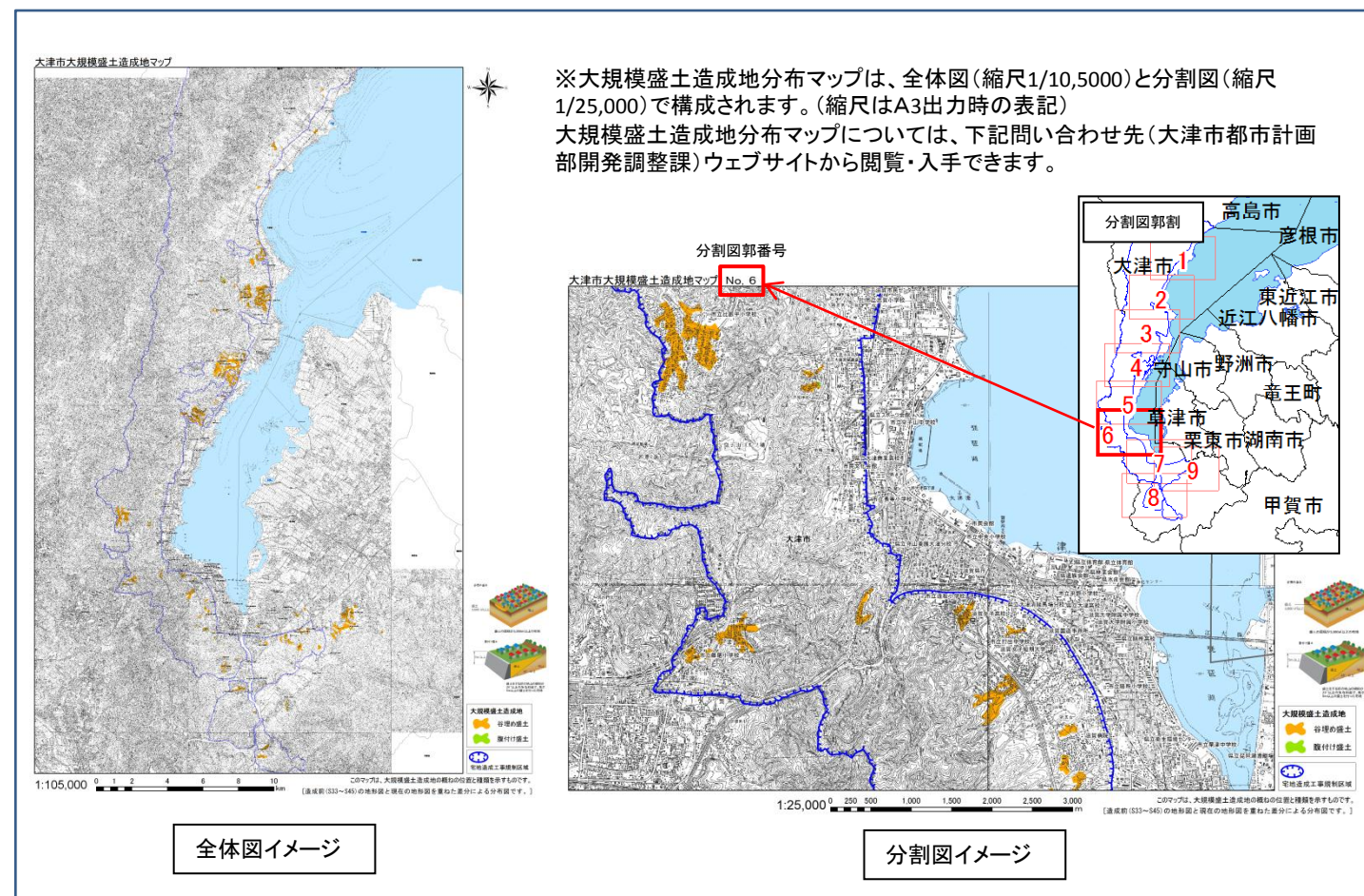
市民の目線が日頃から自身の宅地や周辺の道路、斜面などに向けられ、地盤や擁壁などの変状を事前に察知することや造成などを行う際の法令手続きや基準適合への認識により災害の未然防止や被害の軽減につながることを期待しています。

6. 今後どう取り組むのか？

この事業については、費用負担の問題やどのような事業効果が期待できるのか、など多くの課題があることから、これら課題を整理していきます。

7. 大規模盛土造成地で建築や宅地開発を行うには手続きが必要？

現在のところ、特別な手続きや条件等の規制はありません。



各種支援に関する情報（ウェブサイト 平成27年12月現在）

【造成宅地の耐震化に係る支援制度の概要】

国土交通省→ <http://www.mlit.go.jp/crd/web/gaiyo/gaiyo02.htm>

【融資制度】

住宅金融支援機構→ <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/takuchi.html>

【税金控除】

国税庁→ <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/shotoku/061208/another.htm>

《お問い合わせ先》

大津市都市計画部開発調整課
〒520-8575滋賀県大津市御陵町3-1
市役所本館3階
電話番号:077-528-2773
ファックス番号:077-523-1505
ウェブサイト:<http://www.city.otsu.lg.jp>

※大規模盛土造成地分布マップは
以下のウェブサイトより入手できます。
<http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1308/g/1450224444780.html>

《宅地耐震化に関するウェブサイト》

＞国土交通省 宅地防災
<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
＞国土交通省 宅地耐震化推進事業
<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jigyo/jigyo.htm>
＞国土交通省 パンフレット等
<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>
＞内閣府 防災情報のページ
<http://www.bousai.go.jp/>
＞内閣府 中央防災会議
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/>
＞宅地造成等規制法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36H0191.html>